

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

- 一 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第五十四号）の施行に伴い、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百十三号）について所要の規定の整理を行うこと。
（本則関係）

- 二 この政令は、令和四年四月一日に施行するものとする。

（附則関係）

政令第 号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第五十四号）の施行に伴い、この政令を制定する。

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百四十三号）の一部を次のように改正する。
目次中「―第二十三条」を「・第二十一条」に改める。

第八条第一項中「、第六十三条及び第六十五条」を「及び第六十四条」に改め、同項の表第二十九条第二項及び第三十二条第四項の項を削り、同条第二項中「、第六十三条及び第六十五条」を「及び第六十四条」に改め、同項の表第二十九条第二項及び第三十二条第四項の項を削り、同表第三十二条第一項の項中「第二十九條第四項」を「第二十九條第一項及び第三項」に改め、同条第三項中「、第六十三条及び第六十五条」を「及び第六十四条」に改め、同項の表第二十九条第二項及び第三十二条第四項の項を削り、同条第四項中「、第六十三条及び第六十五条」を「及び第六十四条」に改め、同項の表第二十九条第二項及び第三十二条第四項の項を削り、同条第五項中「、第六十三条及び第六十五条」を「及び第六十四条」に改め、同項の表

第二十九条第二項及び第三十二条第四項の項を削り、同条第六項中「、第六十三条及び第六十五条」を「及び第六十四条」に改め、同項の表第二十九条第二項及び第三十二条第四項の項を削り、同表第三十二条第一項の項中「第二十九条第四項」を「第二十九条第一項及び第三項」に改め、同条第七項中「、第六十三条及び第六十五条」を「及び第六十四条」に改め、同項の表第二十九条第二項及び第三十二条第四項の項を削り、同条第八項中「、第六十三条及び第六十五条」を「及び第六十四条」に改め、同項の表第二十九条第二項及び第三十二条第四項の項を削る。

第二十条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項中「(同項第一号に掲げる者にあつては、法第三十条第二項各号に掲げる事項を記載した書面)」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「第一項第三号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十一条及び第二十二条を削る。

第二十三条中「第六十五条第三項」を「第六十四条第三項」に改め、同条を第二十一条とする。

附則

この政令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

理由

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、ファイル記録事項の開示を受ける者が納付しなければならぬ手数料の額等に係る規定を削除する等の必要があるからである。

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照表 目次

○地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百十三号）（抄） 1

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 温室効果ガス算定排出量の報告（第五条―第八条）</p> <p>第三章 割当量口座簿等（第九条―第十九条）</p> <p>第四章 雑則（第二十条・第二十一条）</p> <p>附則</p> <p>（法の規定の適用に係る技術的読替え）</p> <p>第八条 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第十六条第一項（同法第四十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第二十七条第一項（同法第四十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、又は同法第三十八条第一項（同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（同法第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者（次項において単に「認定管理統括事業者」という。）にあつては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで及び第六十四条の規定の適用については、法第三十四条第一項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 温室効果ガス算定排出量の報告（第五条―第八条）</p> <p>第三章 割当量口座簿等（第九条―第十九条）</p> <p>第四章 雑則（第二十条―第二十三条）</p> <p>附則</p> <p>（法の規定の適用に係る技術的読替え）</p> <p>第八条 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第十六条第一項（同法第四十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第二十七条第一項（同法第四十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、又は同法第三十八条第一項（同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（同法第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者（次項において単に「認定管理統括事業者」という。）にあつては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用については、法第三十四条第一項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>

(略)	第二十八 条第二項 第二号	(略)	同条第一 項	(削る)	(削る)	(略)
(略)	当該報告 に係る事 項（当該 事項	(略)	前条第一項	(削る)	(削る)	当該報告に係る事項（第三十四条第一項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第十六条第一項、第二十七条第一項又は第三十八条第一項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項（認定管理統括事業者にあつては、当該者に係る事項に限る。）及び主務省令で定める事項とし、これらの事項
(略)		(略)		(削る)	(削る)	

2 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十二条第三項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する

(略)	第二十八 条第二項 第二号	(略)	同条第一 項	第二十九 条第二項 及び第三 十二條第 四項	(略)	(略)
(略)	当該報告 に係る事 項（当該 事項	(略)	前条第一項	事業所管 大臣が所 管する事 業	当該事業 所管大臣 臣	当該報告に係る事項（第三十四条第一項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第十六条第一項、第二十七条第一項又は第三十八条第一項の規定による報告は第三十八条第一項の規定による報告
(略)		(略)				

2 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十二条第三項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する

部分（認定管理統括事業者にあつては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで及び第六十四条の規定の適用については、法第三十四条第一項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第二十八 条第二項 第二号	当該報告 に係る事 項（当該 事項	当該報告に係る事項（第三十四条第一項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十二条第三項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項（認定管理統括事業者にあつては、当該者に係る事項に限る。）及び主務省令で定める事項とし、これらの事項
(削る)	同条第一 項	前条第一項
(削る)	(削る)	(削る)

部分（認定管理統括事業者にあつては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用については、法第三十四条第一項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第二十八 条第二項 第二号	当該報告 に係る事 項（当該 事項	当該報告に係る事項（第三十四条第一項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十二条第三項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項（認定管理統括事業者にあつては、当該者に係る事項に限る。）及び主務省令で定める事項とし、これらの事項
第二十九 条第二項 及び第三 十二條第 十二條第	事業所管 大臣が所 管する事 業を行う	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十二条第三項の規定による報告に係る
(略)	同条第一 項	前条第一項

		(削る)	(削る)
第三十二 条第一項	第二十六 条第一項 の規定に よる報告 に添えて 、第二十 九条第一 項及び第 三項		第二十九 条第一項 及び第三 項

3 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に
関する法律第百三条第一項（同法第百三十六条第一項の規定により
読み替えて適用する場合を含む。）、同法第百二十七条第一項（同
法第百三十六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む
。）、同法第百三十二条第一項（同法第百三十六条第三項の規定に
より読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第百四十一条第一
項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する
部分（認定管理統括貨客輸送事業者にあつては、当該者に係る部分
に限る。）がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出
量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場
合における法第二十六条から第三十三条まで及び第六十四条の規定
の適用については、法第三十四条第一項に定めるほか、次の表の上
欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄
に掲げる字句に読み替えるものとする。

		四項	
第三十二 条第一項	第二十六 条第一項 の規定に よる報告 に添えて 、第二十 九条第四 項	当該事業 所管大臣	同法第八十条第三項、第八十一条第三項 又は第八十二条第三項に規定する主務大 臣

3 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に
関する法律第百三条第一項（同法第百三十六条第一項の規定により
読み替えて適用する場合を含む。）、同法第百二十七条第一項（同
法第百三十六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む
。）、同法第百三十二条第一項（同法第百三十六条第三項の規定に
より読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第百四十一条第一
項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する
部分（認定管理統括貨客輸送事業者にあつては、当該者に係る部分
に限る。）がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出
量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場
合における法第二十六条から第三十三条まで、第六十三条及び第六
十五条の規定の適用については、法第三十四条第一項に定めるほか
、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ
れ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

4 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十一条第一項（同法第百十九条第一項の規定により

			(略)
(削る)	(削る)	同条第一項	(略)
(削る)	(削る)	前条第一項	(略)
			第二十八 条第二項 第二号 事項 当該報告に係る事 項（当該 事項 の合理化等に関する法律第百三条第一項 、第百二十七条第一項、第百三十二条第 一項又は第百四十一条第一項の規定によ る報告については、エネルギーの使用に 伴って発生する二酸化炭素の排出量に係 る事項（認定管理統括貨客輸送事業者に あつては、当該者に係る事項に限る。） 及び主務省令で定める事項とし、これら の事項

4 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十一条第一項（同法第百十九条第一項の規定により

			(略)
第二十九 条第二項 及び第三 十二条第 四項	事業所管 大臣が所 管する事 業	同条第一 項	(略)
当該事業 所管大臣	国土交通大臣	前条第一項	(略)
			第二十八 条第二項 第二号 事項 当該報告に係る事 項（当該 事項 の合理化等に関する法律第百三条第一項 、第百二十七条第一項、第百三十二条第 一項又は第百四十一条第一項の規定によ る報告については、エネルギーの使用に 伴って発生する二酸化炭素の排出量に係 る事項（認定管理統括貨客輸送事業者に あつては、当該者に係る事項に限る。） 及び主務省令で定める事項とし、これら の事項

読み替えて適用する場合を含む。)又は同法第百十五条第一項(同法第百十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分(認定管理統括荷主にあつては、当該者に係る部分に限る。)がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで及び第六十四条の規定の適用については、法第三十四条第一項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(削る)	(略)	(略)
(削る)	同条第一項	(略)
(削る)	前条第一項	当該報告に係る事項(第三十四条第一項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十一条第一項又は第百十五条第一項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項(認定管理統括荷主にあつては、当該者に係る事項に限る。)及び主務省令で定める事項とし、これらの事項

読み替えて適用する場合を含む。)又は同法第百十五条第一項(同法第百十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分(認定管理統括荷主にあつては、当該者に係る部分に限る。)がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用については、法第三十四条第一項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第二十九条 大臣が所	同条第一項	(略)
第二十九条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十一条第一項又は第百十五条第一	前条第一項	当該報告に係る事項(第三十四条第一項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十一条第一項又は第百十五条第一項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項(認定管理統括荷主にあつては、当該者に係る事項に限る。)及び主務省令で定める事項とし、これらの事項

(削る)	(削る)

5

法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第三十八条第一項（同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち同法第二十九条第二項第二号に規定する管理関係事業者（次項において単に「管理関係事業者」という。）であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで及び第六十四条の規定の適用については、法第三十四条第二項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

(略)	(略)	(略)
第二十八条 第二号	当該報告 に係る事 項（当該 事項	当該報告に係る事項（第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第三十八条第一項の規定による報告については、管理関係事業者であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省

及び第三 十二條第 四項	管する事 業	項の規定による報告
当該事業 所管大臣	同法第一百一十一条第一項又は第一百五十五条第一項に規定する主務大臣	

5

法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第三十八条第一項（同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち同法第二十九条第二項第二号に規定する管理関係事業者（次項において単に「管理関係事業者」という。）であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用については、法第三十四条第二項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

(略)	(略)	(略)
第二十八条 第二号	当該報告 に係る事 項（当該 事項	当該報告に係る事項（第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第三十八条第一項の規定による報告については、管理関係事業者であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省

		項 同条第一 前条第一項	令で定める事項とし、これらの事項
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

6

法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十二条第三項の規定による報告のうち管理関係事業者であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで及び第六十条の規定の適用については、法第三十四条第二項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第二十八 条第二項 に係る事 項（当該 第二号	当該報告 の規定により第二十六条第一項の規定に よる報告とみなされるエネルギーの使用 の合理化等に関する法律第八十二条第三	当該報告に係る事項（第三十四条第二項 に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

		項 同条第一 前条第一項	令で定める事項とし、これらの事項
第二十九 条第二項 及び第三 十二条第 四項	事業所管 大臣が所 管する事 業	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第三十八条第一項の規定による報告	同項に規定する主務大臣
所管大臣	当該事業	同項に規定する主務大臣	

6

法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十二条第三項の規定による報告のうち管理関係事業者であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで、第六十条及び第六十五条の規定の適用については、法第三十四条第二項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第二十八 条第二項 に係る事 項（当該 第二号	当該報告 の規定により第二十六条第一項の規定に よる報告とみなされるエネルギーの使用 の合理化等に関する法律第八十二条第三	当該報告に係る事項（第三十四条第二項 に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

7 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十五条第一項（同法第百十九条第二項の規定により	第三十二 条第一項	第二十六 条第一項	(削る)	(削る)	同条第一 項	項の規定による報告については、管理関係事業者であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項とし、これらの事項
	の規定に よる報告 に添えて 、第二十 九条第一 項及び第 三項	第二十九 条第一項 及び第三 項	(削る)	(削る)	前条第一 項	

7 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十五条第一項（同法第百十九条第二項の規定により	第三十二 条第一項	第二十六 条第一項	第二十九 条第二項 及び第三 十二條第 四項	事業所管 大臣が所 管する事 業を行う	同条第一 項	項の規定による報告については、管理関係事業者であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項とし、これらの事項
	の規定に よる報告 に添えて 、第二十 九条第四 項	第二十九 条第四項	当該事業 所管大臣	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十二条第三項の規定による報告に係る	前条第一 項	

読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告のうち管理関係荷主であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで及び第六十四条の規定の適用については、法第三十四条第二項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第二十八 条第二項 に係る事 項(当該 事項)	当該報告 に係る事 項(第三 十四条第 二項)	当該報告 に係る事 項(第三 十四条第 二項)
同条第一 項	前条第一 項	前条第一 項
(削る)	(削る)	(削る)

読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告のうち管理関係荷主であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで、第六十三條及び第六十五条の規定の適用については、法第三十四条第二項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第二十八 条第二項 に係る事 項(当該 事項)	当該報告 に係る事 項(第三 十四条第 二項)	当該報告 に係る事 項(第三 十四条第 二項)
同条第一 項	前条第一 項	前条第一 項
第二十九 条第二項 及び第三 十二條第 三項	事業所管 大臣が所 管する事 業	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十五條第一項の規定による報告

	(削る)	(削る)
--	------	------

8 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第三十二条第一項（同法第三十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち管理関係貨客輸送事業者であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで及び第六十四条の規定の適用については、法第三十四条第二項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第二十八 条第二項 に係る事 項（当該 第二号 事項	当該報告 に係る事 項（当該 第二号 事項	当該報告に係る事項（第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第三十二条第一項の規定による報告については、管理関係貨客輸送事業者であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項とし、これらの事項

四項	当該事業 所管大臣	同項に規定する主務大臣
----	--------------	-------------

8 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第三十二条第一項（同法第三十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち管理関係貨客輸送事業者であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用については、法第三十四条第二項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第二十八 条第二項 に係る事 項（当該 第二号 事項	当該報告 に係る事 項（当該 第二号 事項	当該報告に係る事項（第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第三十二条第一項の規定による報告については、管理関係貨客輸送事業者であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項とし、これらの事項

		項 同条第一 前条第一項
(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)

(手数料の額等)
 第二十条 法第六十二条各号に掲げる者が同条の規定により納付しな
 ければならない手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、
 当該各号に定める額とする。
 (削る)

		項 同条第一 前条第一項
第二十九 条第二項 及び第三 十二條第 四項	事業所管 大臣が所 管する事 業	エネルギーの使用の合理化等に関する法 律第三百三十二條第一項の規定による報告
当該事業 所管大臣	国土交通大臣	

(手数料の額等)
 第二十条 法第六十二条各号に掲げる者が同条の規定により納付しな
 ければならない手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、
 当該各号に定める額とする。
 一 法第三十条第一項のファイル記録事項の開示を受ける者 イか
 ら二までに掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれイから二ま
 でに定める額
 イ 用紙に出力したものの交付 用紙一枚につき三十円
 ロ フレキシブルディスクカートリッジ (日本産業規格X六二二
 三に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。)に複写した
 ものの交付 一枚につき五十円に〇・二メガバイトまでごとに
 三百七十円を加えた額
 ハ 光ディスク (日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合
 する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生す
 ることが可能なものに限る。)に複写したものの交付 一枚に
 つき七十円に〇・二メガバイトまでごとに三百七十円 (法第三
 十条第二項の開示請求 (以下「開示請求」という。)に係る年

- 一 法第四十六条第三項の管理口座の開設の申請をする者 二万九百円
- 二 法第四十八条第二項の振替の申請をする者 六千二百円
- 三 法第五十五条の書面の交付を請求する者 五百三十円
- 2 前項各号で定める手数料は、申請書に収入印紙を貼って納付しなければならぬ。

(削る)

- 3 環境大臣及び経済産業大臣は、第一項第二号に掲げる者が国の管理口座に無償で算定割当量を移転する場合には、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、当該振替の申請に係る法第六十二条の手数料を免除することができる。

度のファイル記録事項の全てを複写したものの交付をする場合にあっては、三百メガバイトまでごとに千三百六十円)を加えた額

- 二 電子情報処理組織(主務大臣の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下二において同じ。))と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求があった場合に限る。) 一件につき百円に〇・二メガバイトまでごとに三百五十円(開示請求に係る年度のファイル記録事項の全てを複写させる場合にあっては、三百メガバイトまでごとに千三百六十円)を加えた額
- 二 法第四十六条第三項の管理口座の開設の申請をする者 二万九百円

- 三 法第四十八条第二項の振替の申請をする者 六千二百円
- 四 法第五十五条の書面の交付を請求する者 五百三十円
- 2 前項各号で定める手数料は、申請書(同項第一号に掲げる者にあつては、法第三十条第二項各号に掲げる事項を記載した書面)に収入印紙を貼って納付しなければならない。

- 3 第一項第一号に掲げる者は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、ファイル記録事項の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該費用は、郵便切手又は環境大臣及び経済産業大臣が定めるこれに類する証券で納付しなければならない。

- 4 環境大臣及び経済産業大臣は、第一項第三号に掲げる者が国の管理口座に無償で算定割当量を移転する場合には、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、当該振替の申請に係る法第六十二条の手数料を免除することができる。

(削る)

(磁気ディスクによる報告等の方法)
第二十一条 磁気ディスク(フレキシブルディスクカートリッジ及び光ディスクをいう。以下同じ。)により法第二十六条第一項の規定による報告、法第二十七条第一項若しくは第三十条第一項(法第三十二条第六項において準用する場合を含む。)の請求又は法第三十二条第一項の規定による提供(以下この条において「報告等」という。)をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、当該報告等に係る事項を記録した磁気ディスクを提出することにより、これをしなければならない。

(削る)

(磁気ディスクによる開示の方法)
第二十二条 主務大臣は、磁気ディスクにより法第三十一条(法第三十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定による開示を行うときは、法第三十条第一項(法第三十二条第六項において準用する場合を含む。)の請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該請求に係る事項を磁気ディスクに複写したものの交付をしなければならぬ。

(財務局長等への権限の委任)

第二十一条 法第六十四条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち、次の表の上欄に掲げる規定に基づくものについては、同欄に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる区域又は場所を管轄する同表の下欄に掲げる財務局長又は福岡財務支局長に委任するものとする。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(財務局長等への権限の委任)

第二十三条 法第六十五条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち、次の表の上欄に掲げる規定に基づくものについては、同欄に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる区域又は場所を管轄する同表の下欄に掲げる財務局長又は福岡財務支局長に委任するものとする。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案 参照条文

目次

◎地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百十三号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

◎地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）（抄）・・・ 6

◎地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百四十三号）（抄）

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
 - 第二章 温室効果ガス算定排出量の報告（第五条―第八条）
 - 第三章 割当量口座簿等（第九条―第十九条）
 - 第四章 雑則（第二十条―第二十三条）
- 附則

（法の規定の適用に係る技術的読替え）

第八条 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第十六条第一項（同法第四十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第二十七条第一項（同法第四十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第三十八条第一項（同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（同法第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者（次項において単に「認定管理統括事業者」という。）にあっては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量については、法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用については、法第三十四条第一項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第二十九条第二項及び第三十二条第四項	事業所管大臣が所管する事業	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第十六条第一項、第二十七条第一項又は第三十八条第一項の規定による報告
	当該事業所管大臣	同法第十六条第一項、第二十七条第一項又は第三十八条第一項に規定する主務大臣

2 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十二条第三項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（認定管理統括事業者にあっては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用については、法第三十四条第一項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第二十九条第二項及び第三十二条第四項	事業所管大臣が所管する事業を行う当該事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十二条第三項の規定による報告に係る
第三十二条第一項	第二十六条第一項の規定による報告に添えて、第二十九條第四項	同法第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十二条第三項に規定する主務大臣
九条第四項		

3 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第百二十七条第一項(同法第百三十六條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第百三十二條第一項(同法第百三十六條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は同法第百四十一条第一項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分(認定管理統括貨客輸送事業者にあつては、当該者に係る部分に限る。))がエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用については、法第三十四条第一項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

(略)	(略)	(略)
第二十九条第二項及び第三十二条第四項	事業所管大臣が所管する事業 当該事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百三十三条第一項、第百二十七条第一項、第百三十二条第一項又は第百四十一条第一項の規定による報告 国土交通大臣

4 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十一条第一項(同法第百十九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は同法第百十五條第一項(同法第百十九條第二項の規定により読み替へて適用する場合を含む。))の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分(認定管理統括荷主にあつては、当該者に係る部分に限る。))がエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用については、法第三十四条第一項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

(略)	(略)	(略)
第二十九条第二項及び第三十二条第四項	事業所管大臣が所管する事業	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十一条第一項又は第百十五条第一項の規定による報告
第三十二条第一項	当該事業所管大臣	同法第百十一条第一項又は第百十五条第一項に規定する主務大臣

5 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第三十八条第一項（同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち同法第二十九条第二項第二号に規定する管理関係事業者（次項において単に「管理関係事業者」という。）であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用については、法第三十四条第二項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第二十九条第二項及び第三十二条第四項	事業所管大臣が所管する事業	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第三十八条第一項の規定による報告
第三十二条第一項	当該事業所管大臣	同項に規定する主務大臣

6 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十二条第三項の規定による報告のうち管理関係事業者であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用については、法第三十四条第二項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第二十九条第二項及び第三十二条第四項	事業所管大臣が所管する事業を行う	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十二条第三項の規定による報告に係る
第三十二条第一項	当該事業所管大臣	同項に規定する主務大臣

項	の規定による報告 に添えて、第二十 九条第四項
---	-------------------------------

7 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十五条第一項（同法第百十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち管理関係荷主であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用については、法第三十四条第二項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第二十九条第二 項及び第三十二 条第四項	事業所管大臣が所 管する事業	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十五条第一項の規定による報告
	当該事業所管大臣	同項に規定する主務大臣

8 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百三十二条第一項（同法第百三十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち管理関係貨客輸送事業者であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用については、法第三十四条第二項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第二十九条第二 項及び第三十二 条第四項	事業所管大臣が所 管する事業	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百三十二条第一項の規定による報告
	当該事業所管大臣	国土交通大臣

(手数料の額等)
第二十条 法第六十二条各号に掲げる者が同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定め

る額とする。

- 一 法第三十条第一項のファイル記録事項の開示を受ける者 イからニまでに掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれイからニまでに定める額
 - イ 用紙に出力したものの交付 用紙一枚につき三十円
 - ロ フレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X六二二三に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき五十円に〇・ニメガバイトまでごとに三百七十円を加えた額
 - ハ 光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき七十円に〇・ニメガバイトまでごとに三百七十円（法第三十条第二項の開示請求（以下「開示請求」という。）に係る年度のファイル記録事項の全てを複写したものの交付をする場合にあつては、三百メガバイトまでごとに千三百六十円）を加えた額
 - ニ 電子情報処理組織（主務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下ニにおいて同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求があつた場合に限る。） 一件につき百円に〇・ニメガバイトまでごとに三百五十円（開示請求に係る年度のファイル記録事項の全てを複写させる場合にあつては、三百メガバイトまでごとに千三百六十円）を加えた額
 - 二 法第四十六条第三項の管理口座の開設の申請をする者 二万九百円
 - 三 法第四十八条第二項の振替の申請をする者 六千二百円
 - 四 法第五十五条の書面の交付を請求する者 五百三十円
- 2 前項各号で定める手数料は、申請書（同項第一号に掲げる者にあつては、法第三十条第二項各号に掲げる事項を記載した書面）に収入印紙を貼って納付しなければならない。
 - 3 第一項第一号に掲げる者は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、ファイル記録事項の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該費用は、郵便切手又は環境大臣及び経済産業大臣が定めるこれに類する証券で納付しなければならない。
 - 4 環境大臣及び経済産業大臣は、第一項第三号に掲げる者が国の管理口座に無償で算定割当量を移転する場合には、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、当該振替の申請に係る法第六十二条の手数料を免除することができる。

（磁気ディスクによる報告等の方法）

第二十一条 磁気ディスク（フレキシブルディスクカートリッジ及び光ディスクをいう。以下同じ。）により法第二十六条第一項の規定による報告、法第二十七条第一項若しくは第三十条第一項（法第三十二条第六項において準用する場合を含む。）の請求又は法第三十二条第一項の規定による提供（以下この条において「報告等」という。）をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、当該報告等に係る事項を記録した磁気ディスクを提出することにより、これをしなければならない。

（磁気ディスクによる開示の方法）

第二十二條 主務大臣は、磁気ディスクにより法第三十一條（法第三十二條第六項において準用する場合を含む。）の規定による開示を行うときは、法第三十條第一項（法第三十二條第六項において準用する場合を含む。）の請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該請求に係る事項を磁気ディスクに複写したものの交付をしなければならない。

（財務局長等への権限の委任）

第二十三條 法第六十五條第三項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち、次の表の上欄に掲げる規定に基づくものについては、同欄に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる区域又は場所を管轄する同表の下欄に掲げる財務局長又は福岡財務支局長に委任するものとする。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

法第二十二條第三項	都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七號）第二十二條の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市の区域	財務局長（当該区域が福岡財務支局長の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）
法第二十六條第一項、第二十七條第一項及び第三十二條第一項	第五條第一號、第三號から第五號まで又は第十號から第十六號までに掲げる者の主たる事務所の所在地	財務局長（当該所在地が福岡財務支局長の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）

◎地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七號）（抄）

（温室効果ガス算定排出量の報告）

第二十六條 事業活動（国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下この条において同じ。）に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令で定めるもの（以下「特定排出者」という。）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項（当該特定排出者が政令で定める規模以上の事業所を設置している場合にあつては、当該事項及び当該規模以上の事業所ごとに主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項）を当該特定排出者に係る事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）に報告しなければならない。

2・3 （略）

（権利利益の保護に係る請求）

第二十七條 特定排出者は、前条第一項の規定による報告に係る温室効果ガス算定排出量の情報が公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益（以下「権利利益」という。）が害されるおそれがあると思料するときは、当該温室効果ガス算定排出量に代えて、当該特定排

出者に係る温室効果ガス算定排出量を主務省令で定めるところにより合計した量をもつて次条第一項の規定による通知を行うよう事業所管大臣に請求を行うことができる。

2・6 (略)

(報告事項の記録等)

第二十九条 環境大臣及び経済産業大臣は、前条第一項の規定により通知された事項について、環境省令・経済産業省令で定めるところにより電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

2 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による記録をしたときは、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、同項のファイルに記録された事項（以下「ファイル記録事項」という。）のうち事業所管大臣が所管する事業を行う特定排出者に係るものを当該事業所管大臣に通知するものとする。

3・4 (略)

(開示請求権)

第三十条 何人も、前条第四項の規定による公表があつたときは、当該公表があつた日以後、主務大臣に対し、当該公表に係るファイル記録事項であつて当該主務大臣が保有するものの開示の請求を行うことができる。

2 前項の請求（以下「開示請求」という。）は、次の事項を明らかにして行わなければならない。

- 一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- 二 開示請求に係る事業所又は特定排出者の名称、所在地その他のこれらを特定するに足りる事項

(開示義務)

第三十一条 主務大臣は、開示請求があつたときは、当該開示請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該開示請求に係る事項を速やかに開示しなければならない。

(情報の提供等)

第三十二条 特定排出者は、主務省令で定めるところにより、第二十六条第一項の規定による報告に添えて、第二十九条第四項の規定により公表される、又は前条の規定により開示される情報に対する理解の増進に資するため、事業所管大臣に対し、当該報告に係る温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報を提供することができる。

2・3 (略)

4 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による記録をしたときは、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、同項のファイル記録事項のうち事業所管大臣が所管する事業を行う特定排出者に係るものを当該事業所管大臣に通知するものとする。

むもの又は同法第三十条第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者であつて同項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者のうち特定排出者を含むものから、同法第三十八条第一項（同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第八十二条第三項、同法第一百五十一条（同法第十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第三十二条第一項（同法第三十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告があつたときは、第二十六条から前条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用については、当該報告のうち当該管理関係事業者、当該管理関係荷主又は当該管理関係貨客輸送事業者であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分は、当該者のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての第二十六条第一項の規定による報告とみなす。この場合において、同項中「当該特定排出者に係る事業を所管する大臣」とあるのは、同法第三十八条第一項（同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十二条第三項に規定する主務大臣」と、同法第一百五十一条（同法第十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告については「国土交通大臣」とするほか、第二十六条から前条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（手数料）

第六十二条 次に掲げる者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一 第三十条第一項のファイル記録事項の開示を受ける者

二 四 （略）

（磁気ディスクによる報告等）

第六十三条 事業所管大臣は、第二十六条第一項の規定による報告、第二十七条第一項の請求又は第三十二条第一項の規定による提供については、政令で定めるところにより、磁気ディスクにより行わせることができる。

2 事業所管大臣は、第二十七条第三項又は第四項の規定による通知については、政令で定めるところにより、磁気ディスクにより行うことができる。

3 主務大臣は、第三十条第一項（第三十二条第六項において準用する場合を含む。）の請求又は第三十一条（第三十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による開示については、政令で定めるところにより、磁気ディスクにより行わせ、又は行うことができる。

（経過措置）

第六十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲

内において、所要の経過措置を定めることができる。

(主務大臣等)

第六十五条 (略)

2・3 (略)

4 この法律による主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。
5 (略)